

県南広域振興局長告示第34号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年4月7日

県南広域振興局長 小 島 純

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0361590011	株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター水沢 訪問看護ステーション	奥州市水沢西町2番10号	令和5年4月30日